## 食品の収去検査(輸入品)

区 分	検査した収 去検体数	違反検体数													行政処分延べ件数				行政処分以外の措置延べ件数					
			食品表示法									食品衛生法(	健康増進法	1	食品表示法 食品衛生法			衛生法	口頭による		書面による 改善指導			
			衛生事項 							保健事項		品質事項 I	∠HR (TI - 1/Δ	<b>还</b> 你们是'A	その他	4条の規定に 基づく表示基	4条の規定に 4条の規定に 基づく表示基 基づく表示基 準違反による 準違反による 6条8項の処 6条5項の処		20条違反に	改善改善	·指導	改善指導 		- 告発件数
			アレルゲン	期限表示	保存方法	製造者 加工者	添加物	その他	栄養成分	機能性表示	その他	(旧JAS法 由来のもの)	20条	31条1項	違反件数	準違反による 6条8項の処	準違反による 6条5項の処	よる55条の 処分	よる54条の 処分	4条の規定に基づく表示基	食品衛生法 20条	4条の規定に基づく表示基	食品衛生法	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	分 (16)	分 (17)	(18)	(19)	<u>準</u> (20)	(21)	<u>進</u> (22)	(23)	(24)
魚介類	7																							
魚介類加工品	1																							
食肉																								
食肉製品及び食肉加工品																								
卵及びその加工品																								
乳																								
乳製品及び乳類加工品																								
アイスクリーム類・氷菓																								
穀物																								
めん類																								
もち																								
菓子類																								
(上記以外の)穀類加工品																								
生鮮野菜及び果物																								
野菜果物乾燥品及び加工品																								
豆腐及びその加工品																								
漬物																								
(上記以外の)野菜・果物の加工品																								
そうざい及びその半製品																								
弁当																								
冷凍食品		•	•		•		•	•	•										•	•		•		
無加熱摂取冷凍食品																								
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	4																							
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	3																							
生食用冷凍鮮魚介類																								
かん詰又はびん詰め食品																								
清涼飲料水																								
酒精飲料																								
氷雪																								
水																								
調味料																								
その他の食品																								
添加物及びその製剤																								
合計	15																							